

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
吉川市大字下内川字腰巻二三三 番一地先から同市大字上内川字 下根通一七〇三番一地先まで		区 間
一一・五〇〇 一四・九〇	一〇・二〇〇 一〇・八〇	敷地の幅員 (メートル)
七二八・八〇		延 長 (メートル)
江戸川堤防強化工事に伴う付 替道路		備 考